

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

伊東市立富戸小学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの現状と基本理念	
1 いじめの現状.....	2
2 基本理念.....	2
第2 いじめの防止等の基本的な考え方	
1 いじめの定義.....	3
2 いじめの理解.....	3
3 基本的な考え方.....	4
(1) いじめの未然防止.....	4
(2) いじめの早期発見・早期対応.....	5
(3) 関係機関等との連携.....	6
第3 いじめの防止等のための対策	
1 基本方針の策定.....	7
(1) 組織で取り組むいじめの未然防止.....	7
(2) いじめ対策委員会の発動と外部組織との連携.....	7
2 組織の設置.....	7
3 いじめの防止等のための対策.....	8
(1) いじめの未然防止.....	8
(2) いじめの早期発見・早期対応.....	9
第4 重大事態への対処	
1 重大事態のケース.....	12
2 重大事態についての調査.....	12
3 情報の提供.....	12
4 報道への対応.....	13
いじめ対策の年間計画.....	14
相談窓口.....	15

はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。静岡県では平成26年3月に「静岡県いじめの防止基本方針」を策定し、伊東市では平成26年4月に「伊東市いじめ防止基本方針」を策定するなど、いじめの問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。その後、平成30年3月に県が「静岡県のいじめ防止等のための基本方針」を改定したことを受け、伊東市でも「伊東市いじめ防止基本方針」が改定されました。令和に入り、いじめ重大事態が増加していく中で、令和6年8月には文部科学省により「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改定されました。

本校の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて地域ぐるみで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめました。

本校の基本方針が策定により、いじめ防止対策が一層充実し、いじめのない安心・安全な学校づくりに繋がることを心から願っております。

第1 いじめの現状と基本理念

1 いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和6年度の静岡県内の学校（小学校、中学校）におけるいじめの認知件数は27,483件で、令和5年度よりも1,562件余り増加しています。

また、全国では、いじめ重大事態は増加傾向にあり、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況です。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

2 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ◆ 子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆ 子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆ 市、県、国、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第2 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」という思いは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の共通する願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが重要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめを受けた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかります。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要だと考えられます。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいく必要があります。

（１）いじめの未然防止　－健やかでたくましい心を育む－

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や学校などの様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人への理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、子ども一人一人が自分と他人を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢をもち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分と他人を大切に思う気持ちを高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

【いじめの未然防止に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役 割
家庭	子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
地域	きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
学校	子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

① 早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どの子にも、どこでも、起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見付けていくことが大切です。

- 日々の観察 子どもたちと同じ空間にいる時間を増やす。
- 連絡帳や家庭学習カード等の活用。
- 教育相談の実施。年間計画に位置づける。
- いじめに関するアンケートを計画的に実施し、現状把握に努める。

【いじめの早期発見に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役 割
家 庭	日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。
地 域	いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。
学 校	いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

②早期対応 ―いじめを受けた子どもの立場に立って組織的に―

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的対応をすることが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡／相談や残に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関等との連携 ―専門家とつながる―

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなったりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

第3 いじめの防止等のための対策

1 基本方針の策定【第13条 関係】

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定します。いじめ防止対策の基本となる考え方は、次の2点です。

(1) 組織で取り組むいじめの未然防止

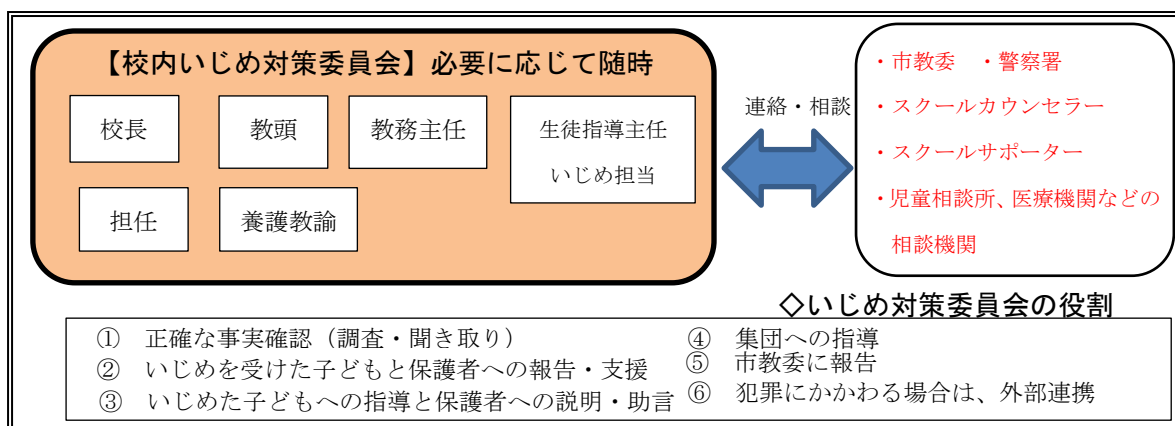
いじめの解決には、正確さ、迅速さと共に、いじめられた子どもの心に寄り添った指導が求められます。また、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組んでいきます。

(2) いじめ対策委員会の発動と外部組織との連携

いじめの早期発見に努めると共に、発見・通報を受けた場合は、いじめ対策委員会（いじめ防止等の対策のための校内組織）を発動し、直ちに情報を共有します。その後は、当該組織での検討をもとに、関係学年の担任が速やかに関係する子どもから事情を聞き取るなどして、いじめの有無の確認と指導を行います。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告すると共に、被害・加害児童の保護者に事実を知らせます。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、警察等の関係機関とも連携を図りつつ適切かつ迅速に対処していきます。

2 組織の設置【第22条 関係】

第22条に規定する組織として、学校に「校内いじめ対策委員会」を設置します。定例会は、定期的に行われる職員会議の中で実施します。学期に1回及び緊急の場合は、SCを交えて開催します。



3 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

暴力を伴わないいじめは、被害、加害が入れ替わりやすく、水面下のものが表出して教師が発見するまでには時間がかかる傾向にあります。その間、いじめられている子どもは、相当な苦痛を感じ、時には生命の危険さえもあります。いじめの早期発見のため、多様な情報の収集に全力で取り組みますが、それ以前にまず大切なのは、子どもが安心できる学級の雰囲気や規範意識の醸成です。さらに、教室に様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、子どもがお互いの違いを理解し、「いろんな人がいた方がよい」と思えるように働き掛けることも大切です。このことを教師が十分理解し、生徒指導が機能する授業、いじめを生まない学級経営を行います。

① 道徳教育等の推進 **【第15条-1 関係】**

指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養を促進し、道徳的実践に結びつけられるように全教育活動を通して道徳教育を推進します。スマートフォンやインターネットを使ったいじめを予防するために、情報モラルについての指導を実施します。子どもの自主的活動の場の設定 **【第15条-2 関係】**

児童会活動で、自他を尊重する取組を促進するために、「相手も自分も気持ちのよいあいさつをする」ことを目標に、年間を通して活動します。

富戸小の自慢の一つが「あいさつ」となっている伝統を引き継ぎ、全校で取り組むように働き掛けていきます。また、自尊感情を高めるために「友達のよさを見付け、互いに褒め合う活動」を実施しています。また、児童玄関前のかがやきボードを活用し、学年を越えて、子どもと教職員で富戸っ子のよさを放送するなど、子どもの自主的活動の場を設定します。

縦割り班活動を重視し、協力したり協調したりすることを学び、人とよりよくかかわる力を身に付けられるようにします。

② 保護者や地域への啓発 **【第15条-2 関係】**

ネット上のいじめやスマートフォンを使ったトラブルを保護者に知ってもらい、家庭でのしつけに生かすために、家庭でのメディアルールと併せて年度初めの懇談会等で話題にします。

また、地域の方と懇談する「富戸っ子を育む会」（7月に実施）を通して、いじめ防止基本方針についての説明を行います。さらに学校だよりで相談窓口（教頭）の周知を行います。

③ 教職員の資質向上 **【第18条 関係】**

教職員の資質の向上で、まず第一は、授業力の向上です。授業を通して教職員の人権感覚を向上させるために、年度当初に生徒指導が機能する授業の必要性を全教職員で確認します。その後は指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組みます。また、毎時間、本時の目的と手立てを明確にし、解きたくなる課題を設定します。加えて、子ども同士が関わり合って学びを深め合う授業を構成し、どの子どもにとっても達成感のある授業を展開します。さらに単元構想を明確にした授業を全担任が行うことで、子どもの学習意欲を向上させ、子どもに寄り添った授業づくりをしていきます。

また、子どもの理解と人間関係の調整力を高めるために学級活動の時間等を有効活用します。子どもが主体となって学級の問題を話し合い、どの子も安心して生活できる環境を作るようにします。

本校では道徳の研修にも力を入れています。道徳教育は、道徳科のみで実施するものではなく、教育活動全体を通じて行うものである。いじめ防止と道徳教育・道徳科との関連を図り、道徳教育重点目標に「いじめの未然防止」の項目を掲げる。そして年度初めに道徳教育推進教員から関連する内容項目「公正、公平、社会正義」「相互理解、寛容」等を重点項目に位置づけた研修を行う。さらに、「考え、議論する道徳」を展開することにより、コミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力を身に付ける授業を行うことでいじめの未然防止に役立てていきます。

(2) いじめの早期発見・早期対応

① 子どもの実態把握 **【第16条-1 関係】**

ア 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、地域、学校相互の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。保護者とは1学期に全員面談、2学期は希望面談を実施します。また、随時保護者からの相談を受け迅速かつ誠実な対応に努めます。また、必要に応じて学校心理士、社会福祉士、社会福祉主事、教育委員会などの関係諸機関と連携して課題解決に臨みます。

イ 「生活アンケート」の実施

毎月グーグルフォームでいじめについてのアンケートを実施します。また、調査を元に児童と直接話をして思いをくみ取ります。緊急性の高い案件は臨時の打ち合わせを設け、全職員で情報を共有、対応していきます。

ウ 毎朝の健康観察・職員室への挨拶の様子を観察

毎朝、健康観察を実施します。一人一人の表情、声の大きさ、元

気のあるなしなどを担任がチェックします。気になる子どもと直接話をし、思いをくみ取ります。また、朝や帰りに職員室へ挨拶をする様子を観察し、子どもの表情から心身の健康を観察します。

エ ノート・日記指導

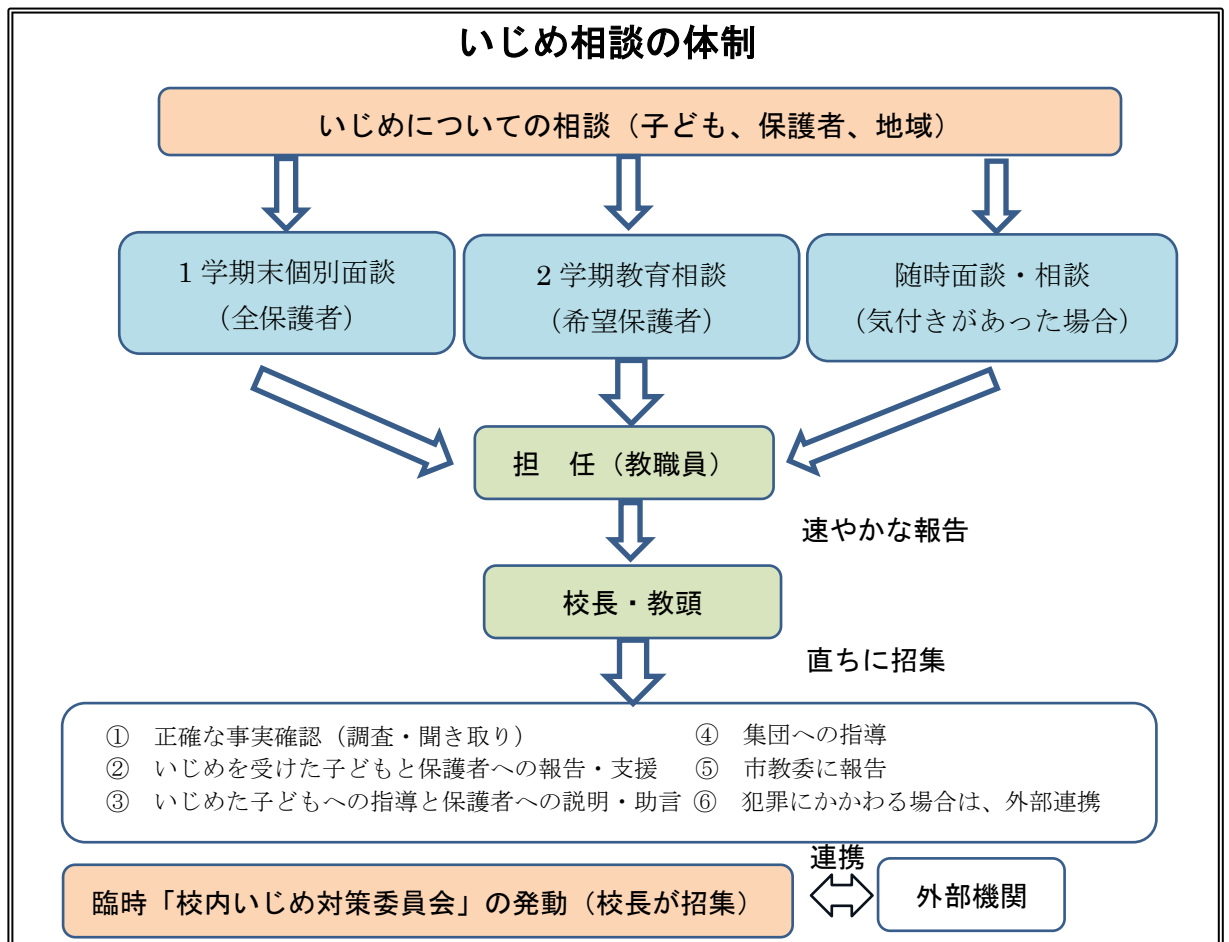
休み時間や放課後の課外活動の中で、子どもの様子に目を配ったり、ノートや日記等から交友関係や悩みを把握したりします。

オ 複数の教員が各学級の授業を担当

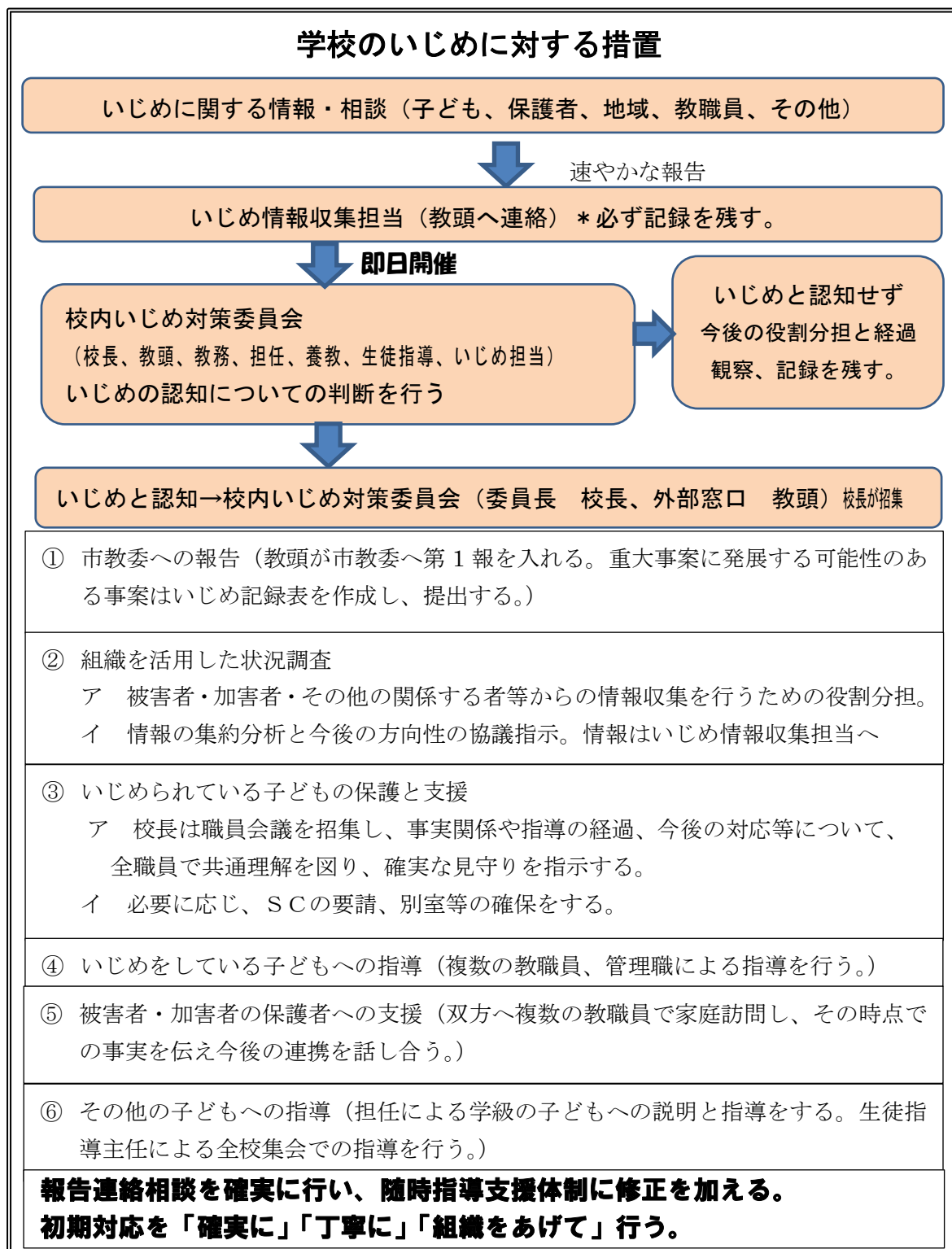
本校は単学級で6年間クラス替えがないこともあり、担任以外の多くの教員がクラスに入り授業を行うことで、常時複数の目で子どもを見守り、集団や個人の変化に気付けるような体制をとります。

② 相談体制の整備 **【第16条-2 関係】**

教職員がいじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告します。その上で、校長は「校内いじめ対策委員会」を招集し、いじめの早期解決に向けて組織で対応していきます。



「問題対応のさしすせそ」（㉓：最悪の事態を想定して、㉔：慎重に、㉕：素早く、㉖：誠意をもって、㉗：組織で対応する）を日頃から教職員の合い言葉にし、一枚岩となって対応できるように共通理解を図っていきます。いじめが認知された場合には、いじめの早期解消のために、次のような流れと役割で迅速に対応していきます。



いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処します。

1 重大事態のケース【第28条-1 関係】

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・子どもが自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする。）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。)

子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできません。

2 重大事態についての調査【第28条-1 関係】

重大事態が発生した場合には、学校は市教委に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

3 情報の提供【第28条-2 関係】

市教委又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、市教委と学校は十分な連携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、C R Tの助言を受けながら、慎重に対応します。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請します。

※CRT（クライシス・レスポンス・チーム）小中高校で事件、事故が発生し、多くの子どもたちにトラウマを生じかねない場合に駆け付ける「心のレスキュー隊」

いじめ対策の年間計画

【令和8年度】

月	担当	取 組 内 容	
4	全職員 全職員 学級担任・生徒指導担当 学級担任	・ いじめ防止基本方針確認 ・ 校内いじめ対策委員会（職員会議にて情報共有） ・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決） ・ 学級懇談会（ネットいじめや家庭でのメディアルールについて）	静岡県版 SEL①
5	学級担任・生徒指導担当	・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決）	
6	全職員 学級担任・生徒指導担当	・ 校内いじめ対策委員会（職員会議にて情報共有） ・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決）	
7	生徒指導担当 学級担任・生徒指導担当 学級担任	・ 富戸っ子を育む会（いじめ防止基本方針説明） ・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決） ・ 保護者教育面談	
9	学級担任・生徒指導担当	・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決）	
10	学級担任・生徒指導担当 全職員	・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決） ・ 校内いじめ対策委員会（職員会議にて情報共有）	
11	学級担任・生徒指導担当	・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決）	
12	学級担任・生徒指導担当 全職員 学級担任	・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決） ・ 校内いじめ対策委員会（職員会議にて情報共有） ・ 保護者希望面談	静岡県版 SEL②
1	学級担任・生徒指導担当 全職員	・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決） ・ 校内いじめ対策委員会（職員会議にて情報共有）	
2	学級担任・生徒指導担当 全職員	・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決） ・ 校内いじめ対策委員会（職員会議にて情報共有）	静岡県版 SEL③
3	学級担任・生徒指導担当 生徒指導担当	・ 生活アンケート実施（早期対応・早期解決） ・ 今年度の取組の振り返り、次年度への検討・修正	

※静岡県版SEL（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング）～新・人間関係作りプログラム～

※SCとの面談は、本校の実情に合わせて日程を調整する。

※児童への生活アンケート実施後、記入内容によっては児童との面談を行い、事実の把握に努める。また、必要であれば指導を行い、保護者への情報提供、保護者面談等を行う。

【相談窓口】

名称	対象	受付時間／連絡先	概要
「相談窓口を探す」 コーナー	子供	https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/	子ども自らが発信できる 悩み相談（いじめ・心の 悩み、人権侵害等）
24時間子供SOS ダイヤル	子供	なやみいおう 0120-0-783310 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm	いじめや安全への不安相 談
こども人権110番	子供	0120-007-110（平日8:30～17:15） https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	いじめや体罰、虐待など についての相談
チャット人権相談 （LINEじんけん相談、 こどもの人権SOS）	子供	<LINEアカウント名>法務局LINEじんけん相談 <検索ID>@linejinkensoudan（平日8:30～17:15） https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html	チャット形式の相談
こどもの人権SOSミニレター （便箋兼封筒）	子供	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html	全国小学生に配布された 便箋兼封筒に相談内容を 記入、その後送付。
こどもの人権SOS-eメール （インターネット人権相談）	子供	https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/	インターネットを利用して 相談でき、後日最寄りの法 務局から回答がくる。
都道府県警察の少年相談 窓口（ヤングテレホンコ ーナー）	対象 無	https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html ※都道府県ごとに受付時間が異なります。	子供のことで悩みを抱えて いるご家族も相談できる。
なやみ相談ナビ 「はなそっと」 静岡県公式ホームページ	対象 無	https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kyoiku/hanasot/index.html	年齢や悩みを選択すると、 適切な相談窓口を検索でき る。